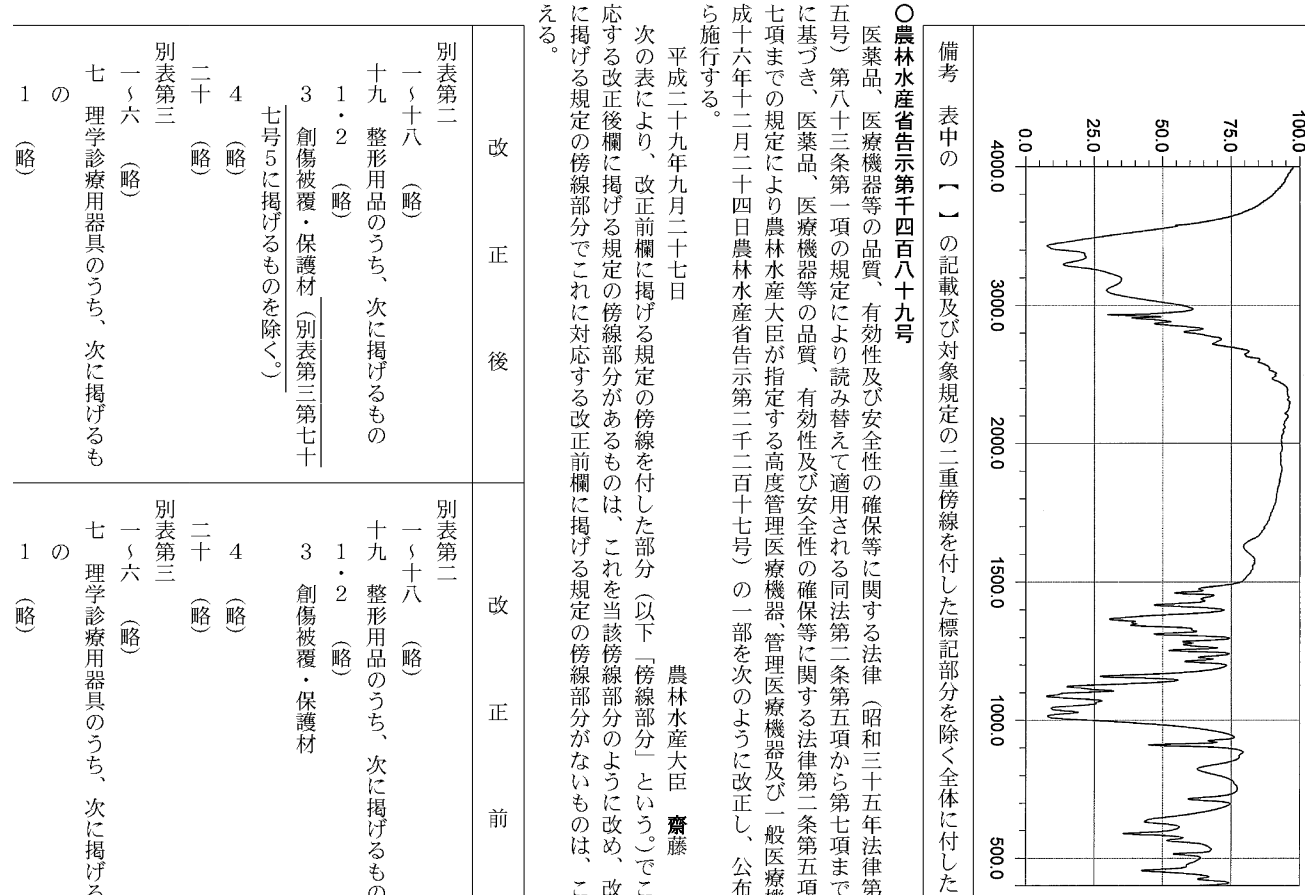


備考　表中の【　】の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○農林水産省告示第千四百八十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年十二月二十四日農林水産省告示第二千二百十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年九月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二	別表第二
一～十八　（略）	一～十八　（略）
十九　整形用品のうち、次に掲げるもの	十九　整形用品のうち、次に掲げるもの
1・2　（略）	1・2　（略）
3　創傷被覆・保護材（別表第三第七十七号5に掲げるものを除く。）	3　創傷被覆・保護材
4　（略）	4　（略）
二十　（略）	二十　（略）
別表第三	別表第三
一～六　（略）	一～六　（略）
七　理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	七　理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
1　（略）	1　（略）
2　温熱用パック	（新設）
3～5　（略）	2～4　（略）
八～七十六　（略）	八～七十六　（略）
七十七　整形用品のうち、次に掲げるもの	七十七　整形用品のうち、次に掲げるもの
1～4　（略）	1～4　（略）
5　非吸収性皮膚用創傷被覆・保護材	（新設）
七十八～八十八　（略）	七十八～八十八　（略）

○農林水産省告示第千四百九十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十九年八月九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十九年九月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23961	フルオピラム粒剤	ピーラム粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役　ハーラルト・プリンツ
23962	フルオピラム粒剤	ネマクリーン粒剤	東京都中央区京橋一丁目19番8号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　友井洋介
23963	ベンタゾン粒剤	日農バサグラン粒剤（ナトリウム塩）	〃
23964	ベンタゾン液剤	日農バサグラン液剤（ナトリウム塩）	〃

○農林水産省告示第千四百九十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十九年八月三十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十九年九月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健